

いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針

はじめに

今日の学校教育において、「いじめ問題」が生徒指導上の喫緊の課題となっている。また、急速な情報技術の発展によりインターネット上で新たないじめ問題が生じ、いじめはますます複雑化、潜在化する様相を見せている。

こうした中で、本校では、「いじめ対策推進法」に基づき、いじめの未然防止、早期発見、早期対応について、基本的な認識や考え方を学校だけでなく保護者や地域全体で共通理解するために、「いじめ防止基本方針」を制定した。

いじめとは

いじめの定義

「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」である。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行うものとする。【いじめ防止対策推進法 第一章 総則（定義）より】
※学校では、「いじめ」を訴えてきた児童の立場に立ち、この「いじめ」の定義に関わらずその訴えを真摯に受け止め、児童を守るという立場に立って事実関係を確かめ、対応に当たる。

《参考》

【「生徒指導提要」平成 22 年度 3 月文部科学省より】

文部科学省では、(従来)「自分より弱いものに対して一方的に、身体的・心理的な攻撃を継続的に加え、相手が深刻な苦痛を感じているもの」としてきましたが、平成 18 年度に(上記のように)見直しました。これにより、いじめられる側の精神的・身体的苦痛の認知としていじめを認知しやすいようにしています。しかし、従来の調査基準にみられる、いじめは力の優位・劣位の関係に基づく力の乱用であり、攻撃が一過性でなく反復して継続して行われるという指摘は、いじめの本質を的確に突いています。

いじめを未然に防止するために

児童一人一人が認められ、お互いに相手を思いやる雰囲気づくりに学校全体で取り組む。また、教師一人一人がわかりやすい授業を心がけ、児童に基礎・基本の定着を図るとともに学習に対する達成感や成就感を育て、自己有用感を育むことができるように努める。

道徳や学級指導の時間には、思いやりの心や児童一人一人がかけがえのない存在であるといった命の大切さの指導を行う。学級のルールを決めて守ったり、学習の規律を守ったりする規範意識の醸成に努める。

「いじめは絶対に許されないことである」という認識を児童が持つように教育活動全体を通して指導する。見て見ぬふりをする事や知らん顔をする事は、「いじめ」をしていることにつながる事や、「いじめ」を見たら先生や友達に知らせたり、やめさせたりすることの大切さを指導する。

いじめを早期発見・早期対応するために

① 教職員のいじめに気づく力を高める

いじめは、早期発見することが早期解決につながる。早期発見のために、日頃から教職員が児童との信頼関係の構築に努めることが大切である。いじめは、教職員や大人が気づきにくいところで行われ、潜在化しやすいことを認識し、全教職員が子どもたちの小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さない認知能力を向上させることが必要である。

また、児童に関わるすべての情報を教職員の間で共有し、保護者とも連携して情報を収集することが大切である。

② いじめの態様を知る

いじめの態様によっては、その行為が犯罪行為に近い重大なものとしてとらえ、いじめられている児童を守り通すという観点から、関係機関と連携するなどして毅然とした対応をとることが必要である。

《 分 類 》

《抵触する可能性のある刑罰法規》

- ア 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、いやなことを言われる▶脅迫、名誉毀損、侮辱
- イ 仲間はずれ、集団による無視 ※刑罰法規には抵触しないが、他のいじめと同様に毅然とした対応が必要
- ウ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする▶暴行
- エ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする▶暴行、傷害
- オ 金品をたかられる▶恐喝
- カ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする▶窃盗、器物破損
- キ いやなことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする ...▶強要、強制わいせつ
- ク パソコンや携帯電話で、誹謗中傷や嫌なことをされる▶名誉毀損、侮辱

早期発見のための手立て

① 日々の観察

朝、登校してから下校するまで休み時間の雑談も含めて、児童のようすに目を配るようにする。「あいさつ運動」を学校生活の中で積極的に取り組むことで、児童の反応から小さな変化にも気づくようにする。

② 日記等の活用

ノート指導で一言コメントを書いたり、一行日記を書かせたりして児童・保護者との信頼関係を構築するようにする。気になる内容に関しては、生徒指導連絡会で、迅速に対応する。

③ お話タイム(教育相談)

年間2回(6月、11月)の教育相談を実施する。担任と信頼関係を築くことで児童の悩みに気づきやすくする。

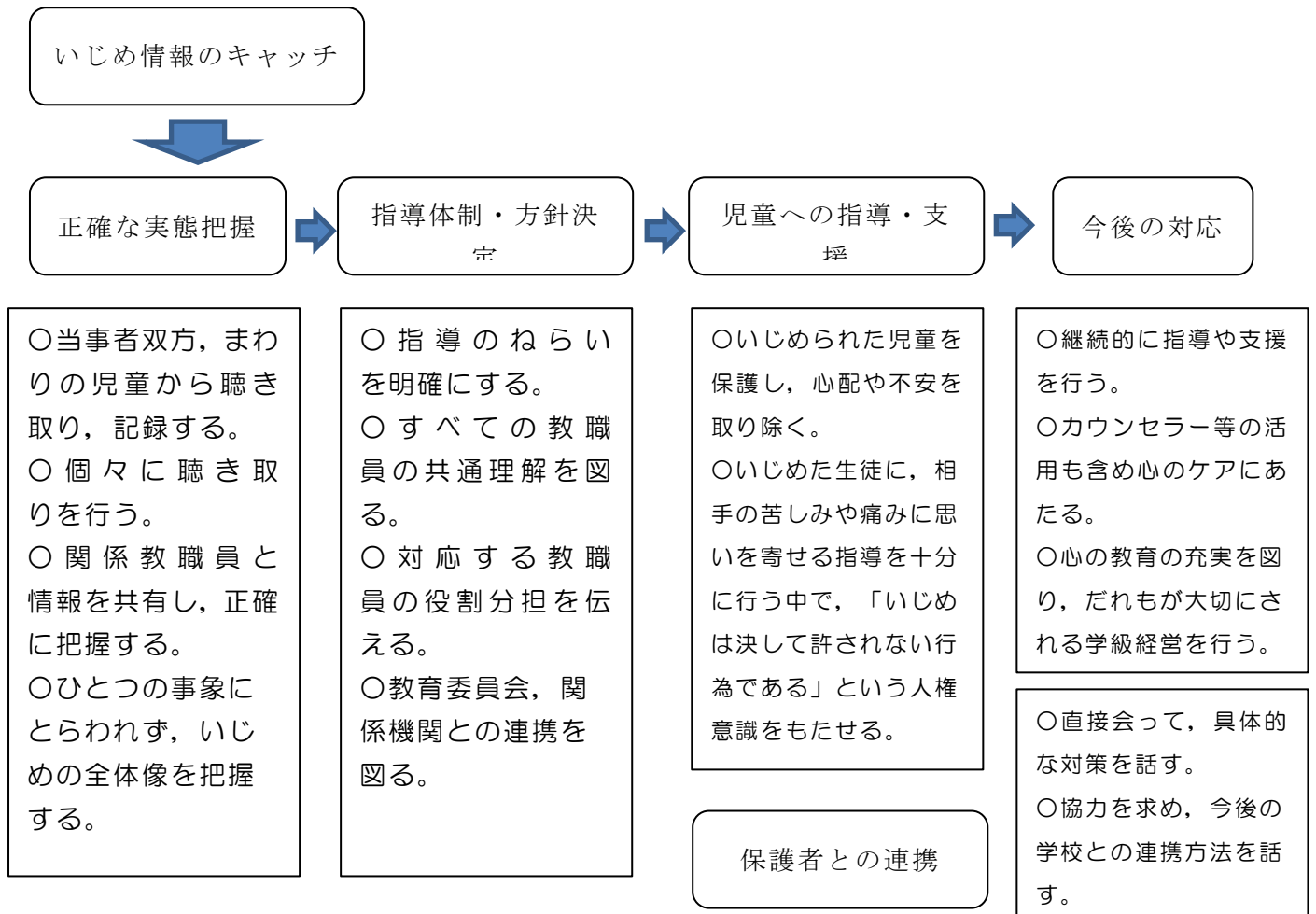
④ 教育相談(いじめ)アンケートとアセスの実施

6月、11月の教育相談週間にあたりアンケートを実施する。記名、持ち帰り等の状況に応じて配慮して実施することで、いじめ等を発見する手立てとする。

また、学期に1回、アセスを実施する。(3年~6年)アセスの結果を考察することで、いじめ等を発見する手立てとする。

早期対応の手立て

対応の基本的な流れ



いじめ問題に取り組む校内体制

① 「いじめ対策委員会」の設置

いじめ問題への取組にあたっては，学校長のリーダーシップのもとに「いじめを根絶する」という強い意志を持ち，学校全体で組織的な取組を行う必要がある。本校においては，いじめ問題への組織的な取組を推進するために，「いじめ対策委員会（兼生徒指導委員会）」を設置し，学校全体でいじめ対策を行うこととする。

いじめ対策委員会

<構成メンバー>

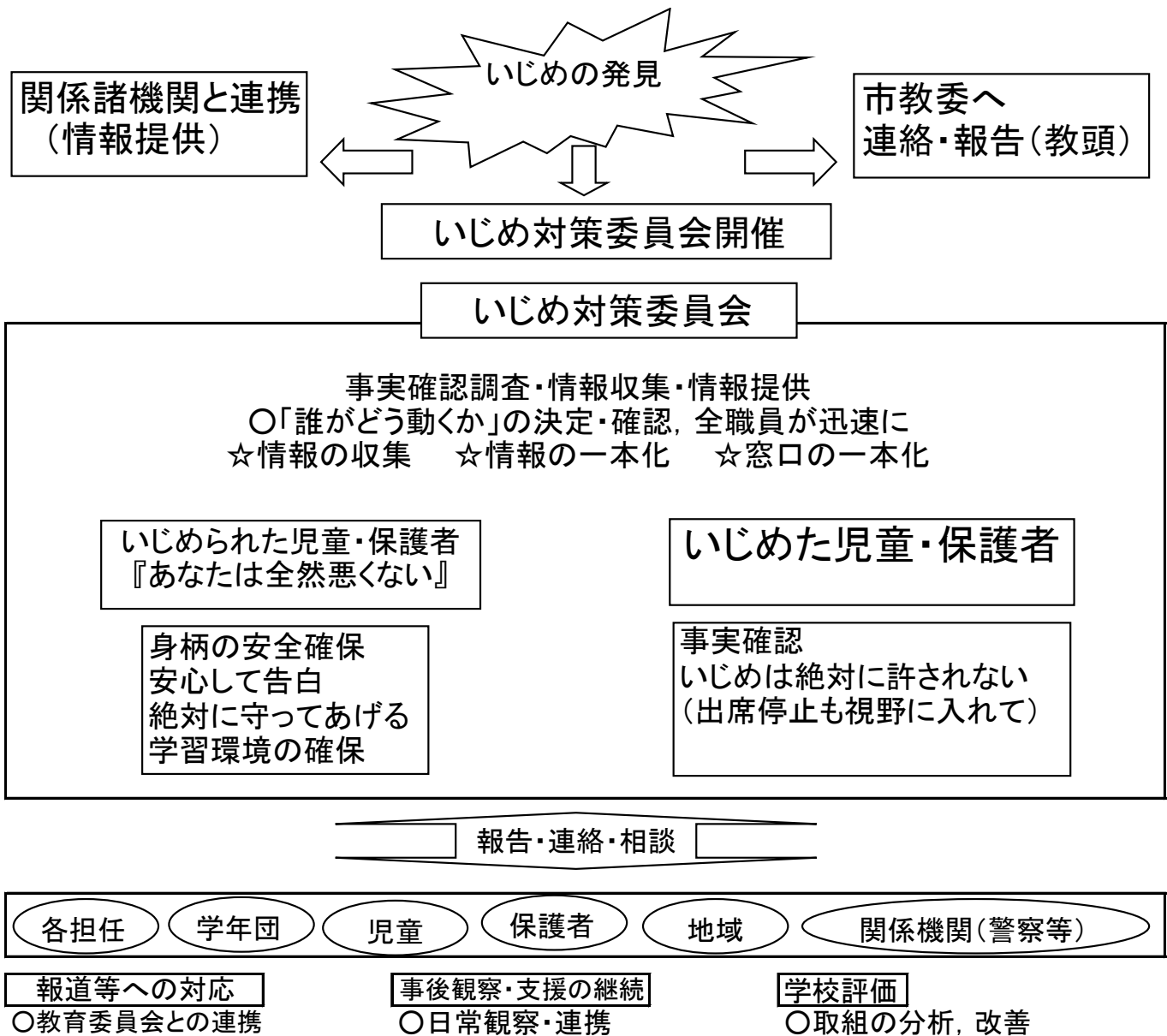
校長，副校長，教頭，教務，学年代表，生徒指導主事，養護教諭，特別支援コーディネーター，スクールカウンセラー など

<調査・対応>担任，生徒指導主事，特別支援コーディネーター，養護教諭他

※必要に応じて「関係機関」（教育委員会，警察，こども総合相談所など）も招集。

②いじめ発生時の体制

いじめ発生時の体制(重大事態発生時を含む)



※重大事態とは

- 児童が自殺を企図した場合。
- 身体に重大な傷害を負った場合。
- 金品等に重大な被害を被った場合。
- 精神性の疾患を発病した場合。
- いじめにより学校を相当の期間欠席したと疑われる場合。

※相当の期間とは、年間 30 日を目安とする。

附則 この方針は平成 26 年 4 月 1 日施行する。
令和 2 年 3 月 31 日 一部改正